

茨城県立勝田工業高等学校同窓会会則

第1章 総 則

- 第 1 条 本会は茨城県立勝田工業高等学校同窓会と称する。
- 第 2 条 本会の事務所を茨城県立勝田工業高等学校内に置く。
- 第 3 条 本会は会員相互の親睦をはかり、母校の隆盛と会員相互の発展を期することを目的とする。

第2章 事 業

- 第 4 条 本会は第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。
1. 会報及び会員名簿の発行に関する事項。
 2. 会員相互の連絡ならびに共励共助に関する事項。
 3. 会員と母校の連絡に関する事項。
 4. その他本会の目的達成に必要な事項。

第3章 会員及び役員

- 第 5 条 本会は次の会員をもって組織する。
1. 正 会 員 茨城県立勝田工業高等学校卒業生。
 2. 準 会 員 母校に在学中の者。
 3. 特別会員 母校の旧職員、ならびに特に本会に関係深い者で幹事会で承認された者。
 4. 賛助会員 母校の現職員。
- 第 6 条 本会に次の役員を置く。
1. 名誉会長 1 名…母校の現職校長を推載する。
 2. 顧 問 若干名…歴代会長を推載する。
 3. 会 長 1 名…正会員の中から、幹事会で承認された者。
 4. 副 会 長 4 名…4名のうち、1名は定時制より推薦する。
 5. 常任幹事 若干名…幹事の互選によって定め、会長が委嘱する。
 6. 幹 事 若干名…正会員及び賛助会員の中から会長が委嘱する。
 7. 会 計 2 名…事務局の中から会長が委嘱する。
 8. 監 査 2 名…会員の中から会長が委嘱する。
 9. 事務局長 1 名…事務の円滑な運営をするために、会則の第2条のとおり事務所を設置し、事務局長及び事務局員を置くこととする。
- 第 7 条 会長は本会を代表し、会務を総理する。
- 第 8 条 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは、会長の職務を代行する。
- 第 9 条 常任幹事は会長、副会長を補佐し、会務を掌理する。

第10条 幹事は会務の企画、運営にあたり事務を処理する。

第11条 会計は本会の一切の収支にあたる。

第12条 監査は会務及び会計を監査する。

第13条 役員の任期は2年とし、再任することができる。

第4章 会 議

第14条 本会は次の会議を行うが、会議はすべて出席会員の過半数の賛成をもって議決する。

第15条 1. 幹事会は名誉会長、会長、副会長、会計、会計監査、顧問、常任幹事、幹事、事務局をもって構成し、毎年1回開き、その他必要に応じて開くことができる。

2. 事務局会議は随時会長、副会長を含め事務連絡を行う。

第16条 総会は、5年に1回、幹事総会と兼ねて開催する。ただし、会長が必要と認めるときは随時開催することができる。

* (時期については、随時検討し5年に1回、同窓会総会として開催する。)

第5章 会費及び会計

第17条 正会員は卒業の際、入会金2,500円、会費2,500円を納入する。

第18条 本会の経費は、会費、入会金、寄付金及びその他の収入をもって支弁する。

第19条 本会の会計年度は、毎年4月1日にはじまり翌年3月31日に終わる。

第6章 支 部

第20条 支部を設置したときは、支部名、事務所の所在地、規約、役員名、会員名簿を本部に報告する。

第7章 補 則

第21条 本会会員で身分の変更、住所の異動などがあった場合は、その都度必ず本部に報告する。

第22条 会則の変更は幹事会において行う。

第23条 本会則は昭和40年3月3日より実施する。

付記	昭和47年	3月	3日	一部改訂
	昭和49年	3月	3日	一部改訂
	昭和58年	8月	14日	一部改訂
	昭和62年	6月	6日	一部改訂
	平成6年	11月	5日	一部改訂
	平成7年	8月	13日	一部改訂
	平成12年	8月	13日	一部改訂
	平成23年	6月	4日	一部改訂